平成２１年（フ）第２７９３号
神奈川県藤沢市辻堂太平台２丁目１番15号
債務者　高橋　勝義
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６８号
岡山県美作市楢原中539番地１
債務者　末永　浩子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第２６９７号
横浜市磯子区下町７番45号　102号
債務者　小柴　八郎
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７６１号
横浜市戸塚区上矢部町2772番地　コンフォート犬山Ｂ－２号
債務者　伊藤　芳幸
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７６２号
横浜市戸塚区上矢部町2772番地　コンフォート犬山Ｂ－２号
債務者　高橋　政代
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８１３号
横浜市鶴見区矢向２丁目４番24号　グリーンハイツ201
債務者　藤田　和美
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９３２号
神奈川県鎌倉市玉縄１丁目３番地６　仙場アパート１－２
債務者　吉野　志保
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８５７７号
大阪市中央区材木町１－１　ドエル南本町805、住民票上の住所大阪市中央区上本町西２丁目６番18号
債務者　平野　卓也
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０９号
長崎県佐世保市早岐３丁目10番20号　エスポワール早岐102号、旧住所長崎県佐世保市指方町1866番地１　環境ガード内
債務者　苅田　康弘
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２７２８号
横浜市保土ケ谷区明神台２番２―205号
債務者　波木井友佳（旧姓安西）
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７６４号
横浜市神奈川区羽沢町984番地　サンハイツ羽沢１棟601号
債務者　沢崎みどり
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７６９号
神奈川県大和市上草柳７丁目６番20号　好寿荘101
債務者　諏訪部　亘
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７０２号
岡山市北区七日市東町４番16号
債務者　藤原　敬一
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７５号
岡山市北区南方３丁目１番17号　プリメゾン南方401
債務者　星野　宏明
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９５号
岡山市東区瀬戸町大内1904番地５
債務者　井上　祐二
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部